

K
S
K
P

(平成15年2月)

No.42

編集人

(社)兵庫県精神障害者家族会連合会

西浦三郎

〒650-0016 神戸市中央区橘通4丁目1-28
辻ビル2FTEL 078-360-2618/FAX 078-360-2615
Eメール dfbbd601@kcc.zaq.ne.jp

精神障害者のホームヘルプサービス 積極的な制度利用を

「入院中心の治療体制から地域におけるケア体制へ」という大きな流れの中で、平成11年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正により、平成14年4月から「精神障害者居宅生活支援事業」が、地域で生活する精神障害者の方にも最も身近な市町に業務が移されました。

「精神障害者居宅生活支援事業」の内容としては、①ホームヘルプサービス（精神障害者居宅介護等事業）、②ショートスティ（精神障害者短期入所事業）、③グループホーム（精神障害者地域生活援助事業）のほか、社会復帰施設等の利用に関する相談助言、手帳の申請窓口なども保健所から市町に委譲されています。

上記事業の目玉であるホームヘルプサービス（精神障害者居宅介護支援事業）は、精神障害の方が居宅において日常生活を営むことができるよう、精神障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣して、食事、身体の清潔の保持等の介助、その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与することで、精神障害者の自立と社会復帰を支援し、福祉の増進を図ろうとする制度です。

市町におけるホームヘルパーサービス制度が開始されてから1年近く経過しましたが、兵庫県内の利用状況は、制度に対する知識、認識が不十分なためか、まだ十分に利用されていない現状ですので、この機会に家族会等が利用者の掘り起こしを行い、サービス提供を市町に働きかける等、積極的な制度の活用を推進しましょう。



精神保健福祉に関する電話相談

兵家連では、精神障害者に関する相談ごとについての
電話相談を受付けています。

毎週、月～金曜日、10時より15時 078-360-3610



国の今後の精神保健福祉施策について 報告書が出されました

平成14年12月19日に「今後の精神保健福祉施策について」と題する社会保障審議会障害者部会精神障害者分会の報告が出されました。この報告書は、国の新障害者基本計画及び新障害者プランに反映されるものです。

この報告等を踏まえ、「障害者基本計画」（平成14年12月24日閣議決定）及び「重点施策実施5か年計画」（平成14年12月24日障害者施策推進本部決定）が出されました。

報告書等に記載された今後の施策の基本的な考え方は、「入院医療主体から、地域保健・医療・福祉を中心とした方向への転換です。その施策の視点となるものは次の通りです。

①精神疾患、精神障害者に対する正しい理解の推進を図ること。

②「受入れの条件が整えば退院可能」な約7万2千人の精神病床入院患者の退院・社会復帰を図ること。また、これに伴い、入院患者の減少、ひいては精神病床の減少を見込むこと。

③当事者が主体的に選択できるよう多様なサービスの充実を図ること。

④良質な精神保健医療福祉サービスの提供とアクセスの改善を図ること。

⑤精神保健医療福祉施策に止まらず、他の社会保障施策との連携を進めるとともに、国、都道府県、市町村、関係機関、地域住民などの多様な主体が総合的に取り組むこと。

⑥さまざまな心の健康問題の予防と早期対応を図ること。

⑦客観的指標に基づく施策の進捗状況の評価と、施策推進過程の透明性の確保を図ること。

具体的な施策としては、次のような項目が挙げられています。

1. 精神障害者の地域生活の支援、 2. 社会復帰施設の充実、
3. 適切な精神医療の確保、 4. 精神保健医療福祉関係職種の確保と資質の向上、
5. 心の健康対策の充実、 6. 精神保健医療福祉施設の評価と計画的推進

中古ノートパソコン70台を無償配布しました

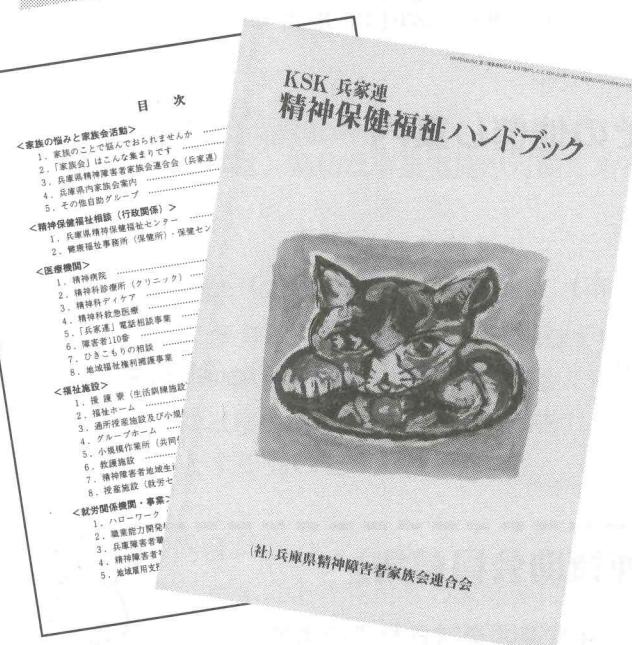
昨年10月に兵庫県へ提出した要望書の中で、精神障害者のITを活用した就業を促進させるため、企業・団体から出る中古パソコンの払い下げを県が受け、当事者団体(家族・障害者)への無料配布の実施を要望致しました。

これに対して、兵庫県からは県職員が使用していたノートパソコン70台を、リース会社である富士通サポートアンドサービス株式会社を介して無償で払い下げてもらえることになり、希望する兵庫県下の家族会・作業所へ今年1月に配布を行いました。

配布を受けた家族会・作業所では、事務処理用のほか作業所に通うメンバーのためのパソコン操作技術習得用等に活用することにしており、新規にパソコンを購入する資金がない先が殆どだっただけに、思わずプレゼントとして喜ばれました。

今回の配布は70台でしたが、配布を希望する家族会・作業所はまだ多数ありますので、県に対しては、今後も続き払い下げの斡旋を依頼していくことにしています。

精神保健福祉ハンドブックの発刊



兵家連では、平成11年に創立30周年記念事業として、「精神保健福祉ハンドブック」を自費発刊し、各方面に配布して好評を博しましたが、その後、精神保健福祉の施策や制度も大きく変わりましたので、今回「ヤマト福祉財団」ならびに「木口ひょうご地域振興財団」の両財団からの助成を受けて、最新の精神保健福祉の知識・情報等を網羅したハンドブックを再刊することになりました。

ハンドブックの編集には、兵家連の役員をはじめ外部の方にもボランティアとしてご協力して頂いた結果、今年3月初旬には編集ならびに印刷作業が終了し、100ページに及ぶ冊子1000部が出来上ります。

冊子が出来上がり次第、家族会ならびに作業所、その他関係団体や機関で活用して頂くべく、順次お配りしていく予定です。

兵家連の情報ネットワーク本格始動

昨今の精神障害者を取り巻く状況の大きな変化に対応し、会員家族会や作業所をはじめ関係者への情報伝達の効率化を図り、迅速的確な情報の提供・共有化をめざして、平成14年7月に運用を開始した「兵家連電子連絡網」ですが、その後順調に連絡網に加入登録者の数が伸びて、平成15年2月末現在で33名に達しました。

変革の時代にあっては情報が最も重要な武器になります。パソコンを介してのメール交換で行うこの電子連絡網は、単に兵家連からの情報発信だけでなく、登録者間相互の情報ならびに意見の交換にも利用できますので、まさに情報化時代に相応しい有効な通信手段だといえます。

広い面積の兵庫県では、距離的な不便さを克服する方法として、今後とも「兵家連電子連絡網」の効力の発揮が期待されます。現在、未加入の家族会、作業所等は各自の活動強化のためにも、この機会に是非ご加入ください。

(問い合わせは兵家連事務局 ☎078-360-2618、FAX 078-360-2615、

または、Eメール : dfbbd601@kcc.zaq.ne.jpまで)

行事その他催し案内

○近畿ブロック研修大会(奈良市) 平成15年9月20日(土)~21日(日)

○全家連全国家族大会(埼玉県) 平成15年10月23日(木)~24日(金)

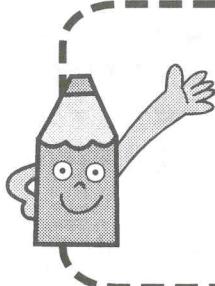
〈兵家連賛助会員募集〉

あなたの支援で、兵家連は運営されています!!

年会費 団体の場合 1口 (10,000円) 以上

個人の場合 1口 (3,000円) 以上

振込先 郵便振替 01110-4-83568



全家連の補助金流用問題の経過報告

昨年11月7日の読売新聞等で報道された全家連の補助金目的外使用については、その後、厚生労働省、日本財団、日本自転車振興会等の立ち入り検査を受ける事態にまで発展し、全国の家族会はじめ関係各方面に大きな衝撃と不安を与えましたが、その後の経過として、現在判明している状況は次の通りです。

○ 今回の補助金流用問題は、国や助成団体からの補助金使用に際し、事務費（執行に必要な職員等の入件費）が計上されていないため、全家連が事務費捻出のため、補助金の目的外使用という手段をとったのが主原因であったとはいえ、一部の役職員に運営全般を委ねていた理事会の責任は免れません。

そのため、今年1月30日の理事会において、現職理事全員がその責任を痛感して全員辞表を提出し、新たに選ばれる新執行部体制のもとで、二度とこのような不祥事を起こさないための再発防止策を含め、流用補助金に対する返済計画の立案実行、ならびに再生に向けて事業活動の抜本的見直しを図ることになりました。

これに基づき、2月20日、全国評議員による臨時評議員会が開催された結果、神奈川県連副会長の小松正泰新理事長をはじめ、19名の新役員が選ばれ、再生の第一歩を踏み出す人事が決定しました。（尚、近畿ブロックからは、京都市連副会長の野地芳雄氏が常務理事に、和歌山県連会長の大畠信雄氏が理事に選ばされました）

○ もちろん、新執行部体制が決まったものの、再生のための課題は山積しており、精社懇の国会議員の方々をはじめ各方面からの支援とご協力を仰ぐ努力はしても、全家連の危機的状況の克服はこれからと言えます。

新役員による最初の理事会が3月3日、全家連本部で催され、再生への取組みについて真剣な討議がなされ、その後、小松正泰新理事長より「全家連の再生についてのご協力のお願い」についての文章が全国の各家族会に向けて送られることになりました。

また、近畿2府4県で構成する「近畿府県連会議」においても、理事会に出席した野地常務理事、大畠理事から詳しい内容の説明を受け、今後の対策を近畿ブロックとしても協議するため近く会合を持つ予定をしています。

再生に向けた具体的な対策が今後明らかになってくると思いますが、透明性の高い運営を柱に、全家連が全国の家族等の期待に応え、再生することを願ってできる限りの支援をしていきたいと思います。

兵庫県との話し合い及び要望活動

昨年10月、精神障害者の福祉施策充実に関する要望書を兵庫県知事宛てに提出しましたが、この要望書に対する県の対応についての回答を得るために、昨年12月20日、兵庫県議会内の議員応接室において、県の福祉局障害福祉課長、係長に出席を求め、支援超党派議員連盟「精神保健研究会」の世話人議員5名と同席の上、三者会合を催した結果、当方要望事項に対する県の前向きな回答を得ることが出来ました。

県側出席者：三輪真己障害福祉課長、泉美江子同係長

県議出席者：渡部完議員（自民党）、山本敏信議員（自民党）、岡やすえ議員（ひょううご・県民連合）、毛利りん議員（日本共産党）、野口裕議員（公明党）

当方出席者：西浦会長、中野副会長、本條理事

また、これとは別に、昨年12月の厚生労働省の平成15年度予算要求の中で、精神障害者の社会適応訓練事業（職親事業）の予算が一般財源化されることが判明したため、同予算が地方交付税として出されたあと、地方自治体の段階で予算が削減されるのを防ぐため、今年2月19日、職親会、病院協会、診療所協会、兵家連の四団体連名の要望書を携え、職親会の森本稔会長、病院協会の三好哲也事務局長、兵家連会長の3名が県庁を訪問し、井戸知事、斎藤副知事、釜谷県議会副議長に夫々面談のうえ要望書を手渡しました。

また、これと平行して公明党の大野由紀雄議員のご協力で、開会中の県議会の2月25日の一般質問において、同事業予算の維持確保と事業の充実につき県の姿勢を確かめてもらった結果、要望に沿った県当局の議会答弁が得られました。

無年金障害者を考える議員連名が発足

全国で12万人にのぼると推定される「無年金障害者の解消」に向けて、全国9か所で学生無年金障害者の裁判が行われる一方、昨年8月には坂口厚労相が、無年金障害者の解消への坂口試案を発表するなど、無年金障害者解消の運動は高まりを見せつつありますが、昨年12月4日には、約90名の国会議員による「無年金障害者を考える議員連名」（会長：八代英太議員）が結成され、無年金問題のため国会への働き掛けをして頂けることになりました。



社会の動き

「障害者白書」 過去10年を総括

政府は、平成14年11月29日に2002年度版「障害者白書」を了承した。平成14年は、1993年に定めた「障害者対策に関する新長期計画」の最終年に当たるため、過去10年間の施策や進展状況などを総括した。

「さまざまな分野で着実な進展がみられる」とする一方、「障害のある人が自立し社会参加していくには、依然としてさまざまな障壁がある」と述べている。

新障害者基本計画 「脱施設」をめざす

政府は、平成14年11月29日、基本計画の原案を明らかにした。地域生活の基盤整備を重点課題とし、「入所施設は真に必要なものに限定する」ことを掲げ、「脱施設化」を明確に宣言している。全国では知的障害者約10万人以上が施設で生活しているが、基本計画は「障害の有無に関わらず人格と個性を尊重し支えあう共生社会」を理念として挙げており、日本の障害者福祉も脱施設化に向けて、より抜本的な政策変更が迫られることになる。

「知的障害」 入所施設の解体を

宮城県福祉事業団は、平成14年11月23日、知的障害者施設の「解体宣言」をした。同県の「舟形コロニー」の入所者4,851人を2010年までに地域のグループホームなどに移行させる。構想では約10の民間福祉団体と協力して、障害者が少人数で生

活するグループホームを約100か所に増やすことを計画している。

「医療觀察法」は 人権侵害と訴え

「心神喪失者等医療觀察法案」を国会で審議中の平成14年11月29日、「全国精神病者集団」と「こらーる・たいとう」が連名で、法務省人権擁護局に人権救済を申し立てた。

精神障害者への差別を煽る法案の上程は人権侵害であると訴え、人権擁護局が総理大臣、厚生労働大臣、法務大臣に対し、法案の撤回を行うよう「勧告」することを求めた。

「選べる福祉」とは 遠い実態

障害者が施設や在宅サービスを選択し、事業者と契約すると、その費用は国と地方自治体が援助する「支援費制度」が、平成15年度から始まることになっているが、「きょうされん」が実施した全国調査によれば、通所型施設を全く設置していない市区町村は76.3%にも上る等、選択しようにもサービスがない実態が浮き彫りになった。

障害者が主役の喫茶店

東京の赤坂1丁目で開店1周年を迎えた「スワン赤坂店」では、焼きたてのパン、サンドイッチが自慢。社員24人のうち14人が知的障害者や精神障害者。同店は、昼休みには行列ができるほどの盛況ぶりである。全国6か所のスワングループ店舗は、経営主体はいろいろだが、みんな「月給10万円以上」を実現している。福祉的就労から一般雇用へという新しい可能性を開く「障害者が主役の喫茶店」の広がりが注目される。

兵家連活動日誌

〈役員の動き〉

9

月

10

月

10

11

12

月

毎日発行

定価＝五十円

- 6 学生無年金障害者訴訟公判
 〈大阪地裁〉 (西浦)
 11 NPO中央むつみ会、地域生活支援センター開所式典 (西浦)
 12 法人化勉強会 (豊岡) (西浦)
 19 職業自立支援推進協議会
 〈兵庫職業センター〉 (西浦)
 25 精神科医療体制のあり方検討委員会 (西浦)
 25 丹波・但馬地区研修会
 〈篠山市〉 (綿貫)
 26 相談業務部会 (吉田ほか)
- 5 兵家連電子連絡網初顔合わせ (西浦ほか)
 10 県福祉大会現地打ち合わせ
 〈加西市〉 (山端ほか)
 15 光風病院運営懇談会 (西浦)
 21 職業自立支援事業開講式
 〈兵庫職業センター〉 (西浦)
 23 兵家連紙編集会議 (西浦、酒井、滝、大槻、落合)
 24 ハンドブック編集会議 (落合、田村、岡部、吉田、辻、西谷)
 26 作業所職員連絡会研修講座 (西浦)

- 30 職業自立支援事業家族講話
 〈兵庫職業センター〉 (西浦)

- 1 但馬地区情報連絡会議
 〈養父郡・長寿の郷〉 (西浦)
 6 加古川地区家族会連合会発会式
 〈加古川市〉 (西浦)
 13 県総合リハビリ施設あり方検討会
 〈県福祉センター〉 (落合)
 22 神戸市職員係長研修講義 (西浦)
 26 障害者雇用就業支援ネットワーク
 会議 (吉田)

- 4 障害者の日街頭キャンペーン
 〈三宮センター街〉 (西浦)
 6~7 精神障害者就職支援セミナー
 〈和歌山県田辺市〉 (西浦)
 7 兵庫県障害者福祉大会
 〈加西市民会館〉 (中野)
 12 兵家連家族会会長会議
 13 近畿府県連会議 (西浦、本條)
 15 姫路西播研修会 (佐用郡) (綿貫)
 20 県・県会議員・兵家連三者会合
 〈県議会内〉 (西浦、中野、本條)



兵家連では、毎週月～金の毎日、役員等による電話相談受付け業務を実施しておりますが、役員等の都合で応対して頂く相談員が不足する傾向にありますので、相談ボランティアをして頂ける方がありましたら、是非応援をお願い致します。

問い合わせは兵家連事務局 (☎078-360-2618) まで。

精神障害者居宅介護事業運営要綱(抜粋)

＜ホームヘルパー派遣事業＞

1. 目的

精神障害者居宅介護事業（以下「事業」という）は、精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、精神障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣して、食事及び身体の清潔の保持等の介助その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与することにより、精神障害者の自立と社会復帰を促進し、もって精神障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2. 実施主体

事業の実施主体は、市町村とし、その責任の下に便宜を供与するものとする。市町村は、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人等に補助することにより事業を実施することができるものとする。また、市町村は、利用者、便宜の内容及び費用負担区分の決定を除き、この事業の一部を地方公共団体、昭和63年9月16日老福第27号・社更第187号大臣官房老人保健福祉部長、社会局長連名通知による「在宅介護サービスガイドライン」の内容を満たす民間事業者等及び別に定める介護福祉士に委託することができるものとする。

3. 運営主体

事業の運営主体は、適切な事業実施が可能であるとして、あらかじめ市町村長が指定した者とする。

4. 利用対象者

事業の利用対象者は、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という）を所持する精神障害者又は精神障害を支給事由とする年金たる給付を現に受けている者であって、精神障害のために日常生活を営むのに支障があり、食事及び身体の清潔の保持等の介助等の便宜を必要とするものとする。

5. 便宜の内容

事業は、運営主体により利用者の家庭等に派遣されたホームヘルパーが、次に掲げる便宜のうち、必要と認められるものを供与することにより行うものとする。

（1） 家事に関すること。

- ア 調理
- ウ 衣類の洗濯、補修
- オ その他必要な家事

- イ 生活必需品の買い物
- エ 住居等の掃除、整理整頓

(2) 身体の介護に関すること。

- ア 身体の清潔の保持等の援助
- イ 通院、交通や公共機関の利用等の援助
- ウ その他必要な身体の介助

(3) 相談及び助言に関すること。

生活、身上、介護に関する相談、助言

6. 利用者の決定等

(1) ホームヘルパーの派遣は、原則として当該精神障害者又はその者が属する世帯の生計中心者（以下「利用者等」という）からの申し込みにより行うものとする。なお、市町村長が必要と認める場合にあつては、申し込みは事後であっても差し支えないものとする。

(2) 市町村長は、申し込みがあった場合は、本要綱を基にその必要性を検討し、できる限り速やかに便宜の供与の要否を決定するものとする。

なお、便宜の供与の要否決定に当たっては、手帳又は精神障害を支給事由とする年金たる給付を現に受けていることを証する書類の所持、主治医の有無並びに利用者の同意を得て主治医の意見を求ることなどにより、病状の安定及び定期的な通院について確認することとする。

7. 費用負担の決定

市町村長は、別表の基準により便宜の供与を行った時間数に応じて、利用料を月額で徴収するものとする。

＜ホームヘルプサービス事業費用負担基準＞

利用者世帯の階層区分

利用者等負担額（1時間当たり）

A 生活保護法による被保護世帯	0円
B 生計中心者が前年所得非課税世帯	0円
C 生計中心者の前年度所得税課税年額が10,000円以下の世帯	250円
D 同上課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	400円
E 同上課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	650円
F 同上課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	850円
G 同上課税年額が140,001円以上の世帯	950円